

障発 1128 第 3 号  
ニ支障第 417 号  
令和 7 年 11 月 28 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
こども家庭庁支援局長  
( 公印省略 )

「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
今般、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。